

令和3年7月13日

本校生徒の皆さん
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長
浜田 浩 和

緊急事態宣言下に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和3年6月22日付で「まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について」の通知を配布したところです。

7月9日、国は緊急事態宣言の発出を決定し、東京都は7月12日から8月22日まで、緊急事態措置として、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

新型コロナウイルス感染症の流行の主体となっている変異株は、若年層にも感染のリスクが高く、重症化が懸念されています。

本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、改めて下記の対応を継続して実施します。お子様と内容を確認の上、御対応をお願いします。御理解と御協力をよろしく願います。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応をしていく。

2 時差通学・オンラインの活用等

高等学校、中等教育学校及び附属中学校においては、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学を徹底するとともに、短縮授業、オンラインを活用した分散登校など、各学校において、感染症対策を徹底した教育活動を実施する。

3 児童・生徒等に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）
- 30分に1回以上換気

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）

(2) 学習活動について

○感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い教育活動は行わない。

(3) 部活動について

○全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。なお、活動に当たっては、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoTo トラベルが再開するまでの間、行わない。再開に当たっては、感染状況や GoTo トラベルの動向等も踏まえ、別途通知する。

(4) 学校行事について

○児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う行事、校外での活動は延期又は中止する。ただし、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。

○修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、GoTo トラベルが再開するまでの間、延期又は中止とする。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
（黙食の徹底）

○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(6) 放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は速やかに帰宅する。

○日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。

○繁華街やカラオケ、ゲームセンター等に行かない。

○友達の家で遊ばない。

○友達と会食しない。

○旅行しない。

○不要なアルバイトは控える。

4 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いします）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電話 03-3489-2241